

○姫路市附属機関設置条例

平成 26 年 3 月 26 日

条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担当事務)

第 2 条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(守秘義務)

第 3 条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(姫路市立学校校区審議会条例の廃止)

2 姫路市立学校校区審議会条例（昭和 42 年姫路市条例第 47 号）は、廃止する。

3 [略]

附 則（平成 26 年 6 月 20 日条例第 42 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 22 日条例第 66 号）

この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日条例第 13 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 25 日条例第 48 号）

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年12月21日条例第66号）

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年2月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2—3 〔略〕

附 則（平成28年3月25日条例第13号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月6日条例第57号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月23日条例第55号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月19日条例第68号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月25日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日条例第45号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表市長の款に次のように加える改正規定（姫路市こども未来局指定管理者選定委員会の項に係る部分に限る。） 公布の日

(2) 別表市長の款に次のように加える改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和2年7月1日

附 則（令和2年12月22日条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月26日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日条例第19号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

執行機関	附属機関	担当事務
（ 中 略 ）		
教育委員会	姫路市教育振興基本計画審議会	教育振興に関する基本的な計画についての審議
	姫路市学校給食運営審議会	学校給食の運営についての調査審議
	姫路市学校保健審議会	学校における健康診断及び学校感染症の予防等学校環境衛生に関することの審議
	姫路市立学校結核対策委員会	学校における結核対策のために必要な事項の調査審議
	姫路市立学校校区審議会	市立小学校、市立中学校及び市立義務教育学校の校区の設定及び変更についての調査審議
	姫路市教育支援委員会	障害のある幼児、児童及び生徒への適切な教育及び就学についての調査審議
	姫路市社会教育施設等指定管理者選定委員会	教育委員会が所管する公の施設及び当該施設と一体的に管理する市長が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定に関する審議及び審査
	姫路市いじめ問題調査委員会	教育委員会が対処するいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査